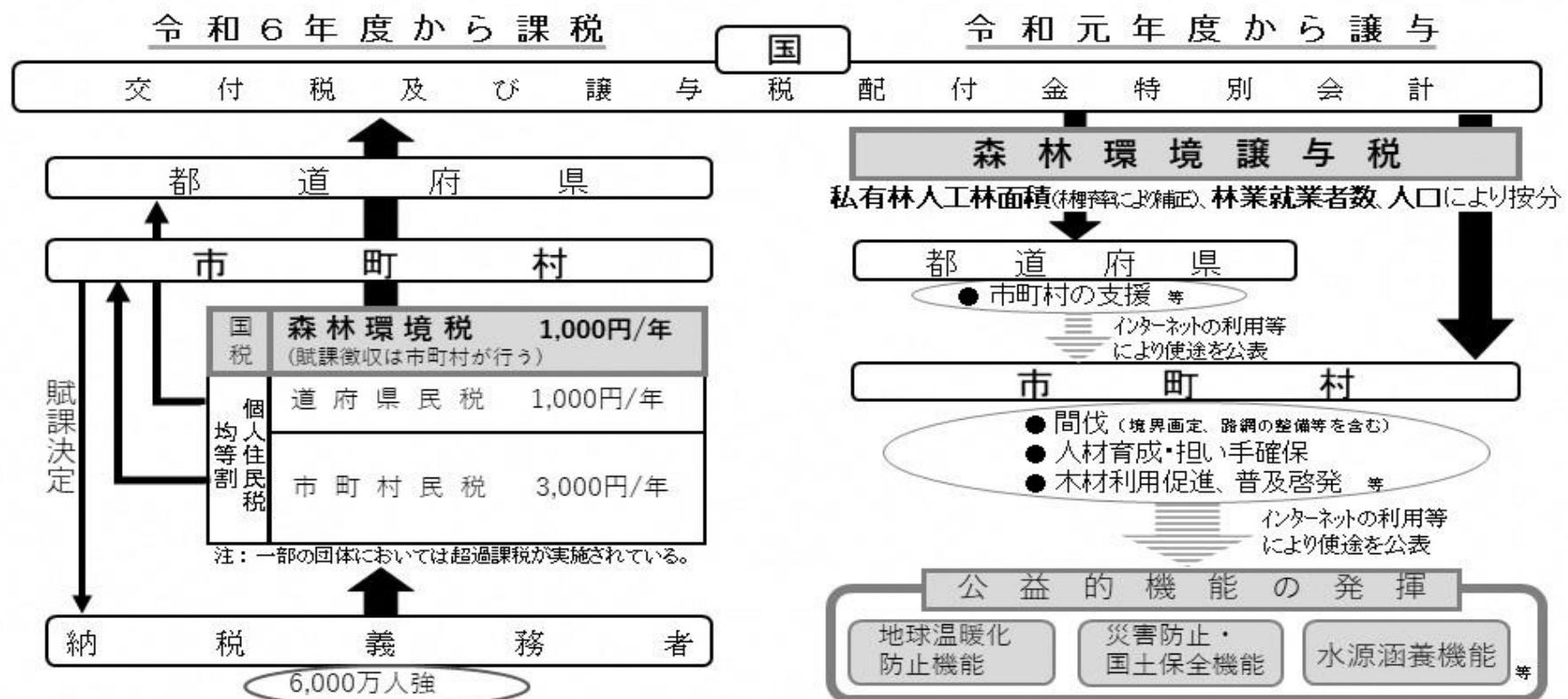


森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



滋賀県造林公社の解散案 検討会が示す 債務返済めど立たず

=朝日新聞(2025年5月17日 10時15分)=

琵琶湖の水源を守るために地権者に代わって人工林を管理してきた滋賀県造林公社(理事長・三日月大造知事)について、分取造林事業を廃止して公社を解散する方針案が明らかになった。県が「分取造林事業あり方検討会」でのこれまでの議論をまとめ、検討会が案として示した。木材の価格低迷で、出資している県などに対する多額の債務の返済のめどが立たないためという。

公社は1965年に設立された。奥山の民有地約2万ヘクタールを無償で借りてスギやヒノキを植林し、木材の収益を地権者と分ける事業を進めてきた。

しかし近年は木材価格が下落して事業が行き詰まり、2011年には出資した県や下流域の兵庫県、大阪府などが956億円の債権を放棄した経緯がある。現在も滋賀県は182億円、兵庫県は2億円の債権がある。

有識者や市町長らでつくる検討会は昨年9月から議論を続けてきた。今月13日の検討会では、公社に債務を返済できる見通しはないとして、5年後をめどに事業を廃止▽10年後をめどに地権者との契約を解除▽公社を解散するという方針案が示された。滋賀県が保有する債権の全額放棄を念頭に公社と協議する内容も盛り込まれた。

琵琶湖に水を供給する森林を確保する必要はあるため、採算が見込める場所は森林組合が管理を引き継ぎ、不採算見込みの場所は県や市町が協力して管理する体制を作るという提案もした。

次回8月ごろに検討会の議論をとりまとめ、県は議会や市町の意見を聴いて今年度中に結論を出す方針だ。

分取林(ぶんしゅうりん)とは

森林における所有及び経営形態の一種である。森林を土地の部分を所有する権利と樹木の部分(地上権)を所有し経営する権利に分離したうえで、経営の結果として樹木の部分が生み出す収入(典型的には伐採した樹木の売却で得られた利益)は土地代及びマネジメント代として、2者で決めた割合で折半(分取)するという仕組みである。土地はあるが林業経営の意欲や技術がない土地所有者と、逆に意欲と技術はあるが土地がない林業経営者の間では古くからおこなわれてきた森林の所有と経営の形態である。土地と樹木を媒介とした一種の投資信託のような面があり、過去には山林経営で莫大な利益を上げるものがあった一方で、後述のように元本割れを起こして裁判になったこともあった。

=出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』=